

一時保護所の第三者評価結果報告書

令和6年 1 月 31 日

〒 102-0083

所在地 東京都千代田区麴町1丁目5番地4-712

評価機関名 株式会社 ケアシステムズ

電話番号 03-3511-5035

代表者氏名 和田 俊一



以下のとおり評価を行いましたので報告します。

評価者氏名 担当分野 評価者養成講習修了者番号	評価者氏名		担当分野	修了者番号
	①	高橋 利明	経営	H2101092
	②	和田俊一	経営	H0601057
	③	岡崎 圭子	福祉	H0902004
	④	北原 富美子	福祉	H1501011
	⑤	和田 大	経営	H2201037
	⑥			
福祉サービス種別	一時保護所			
評価対象事業所名称	港区児童相談所			
事業所連絡先	〒	107-0062		
	所在地	東京都港区南青山五丁目7番11号		
	TEL	03-5962-6500		
事業所代表者氏名	所長 田崎 みどり			
契約日	2023 年 5 月 29 日			
利用者調査票配付日(実施日)	2023 年 8 月 29 日			
利用者調査結果報告日	2023 年 11 月 3 日			
自己評価の調査票配付日	2023 年 8 月 17 日			
自己評価結果報告日	2023 年 11 月 3 日			
訪問調査日	2023 年 11 月 10 日			
評価合議日	2023 年 11 月 10 日			
コメント (利用者調査・事業評価の工夫点、補助者・専門家等の活用、第三者性確保のための措置などを記入)	利用者調査については施設と協議の上、利用者全員を対象として、マンツーマンによる聞き取り調査と、事業所と連名の依頼文を同封し、事業所から配布してもらうアンケート調査を併用して実施した。アンケートは利用者に用紙を渡し、封をして提出してもらった。 事業評価については、職員からも標準項目にチェックを入れた分析シートを回収し、集計結果報告に反映した。 第三者性確保については、当評価機関と事業者の間には特別な関係は存在せず、中立公正な立場で調査を実施した。			

令和6年 1 月 31 日

事業者代表者氏名 所長 田崎 みどり



1	<p>理念・方針（関連 カテゴリー1 リーダーシップと意思決定）</p> <p>事業者が大切にしている考え（事業者の理念・ビジョン・使命など）のうち、特に重要なもの（上位5つ程度）を簡潔に記述</p> <p>1)子どもの最善の利益を優先し、あらゆる差別なく、子どもの権利を守ります。 2)子どもの生命及び心身の安全確保を最優先し、家庭的で温かい雰囲気の中で生活できる環境を整備します。 3)意見箱の設置、子ども会議、アドボケート事業等の実施により、子どもが意見や気持ちを表明できる機会を保障し、その意見を一時保護所の環境改善や子どもへの支援に反映させます。 4)児童の居室は原則個室とし、子どものプライバシーに配慮した生活の支援を行います。また、職員は、守秘義務を徹底し職務上知り得た情報を目的外に利用しません。 5)職員一人ひとりが、専門的知識及び技術の習得に積極的に取り組み、専門性の向上に努めます。子ども一人ひとりに寄り添い、他職種とチームを構成し、関係機関とも連携した切れ目のない支援を行います。</p>
2	<p>期待する職員像（関連 カテゴリー5 職員と組織の能力向上）</p> <p>(1)職員に求めている人材像や役割</p> <p>一時保護所では、経験の段階ごとに、求める人材像や役割を以下のように設定しています。</p> <p>初級職員（1年目から2年目までの職員）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの最善の利益について理解し、権利擁護を念頭において業務を遂行することができる ・専門職として育つためにSVを受けることの意義を理解し、SVを受けながら業務を遂行する <p>中堅職員（3年目から5年目までの職員）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの最善の利益について理解し、その代弁者としての役割を自覚しながら権利擁護に則った適切な行動をとることができる。 ・先輩職員として行動のモデルとなるように努め、サポートするとともに、さらなる向上のために積極的に学ぶ。 <p>上級職員（6年目以上の職員）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの権利擁護の視点から、業務遂行のための仕組みや方法を見直し、改善を図ることができる ・自己研さんを積極的に行い、有用な情報や知見を発信し、職場の専門性の向上に努める。 <p>SV（6年目以上でSVのスキルを習得した職員）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員が子どもの権利擁護を目指した業務を遂行するため、自身の倫理観や価値観を常に振り返り、職員のモデルとなれるよう努める。 ・業務に関連する法律や制度の改正について、常に把握し、一時保護所の運営に反映させる。 <p>(2)職員に期待すること(職員に持って欲しい使命感)</p> <p>1 目的に向き合う姿勢</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの権利擁護を踏まえた支援を実践し続けるための倫理観、使命感を持つこと ・生活場面で子どもを的確にアセスメントし、ケアするために必要な知識と技術を身に着けることに真摯であること <p>2 知識・技術</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの発達とそれが阻害された場合の心身への影響に関する知識を持つこと ・現場の実践を振り返り、事例から学び、専門性を育み続けること <p>3 連絡・協働、検証</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機関内協働(多職種連携チームアプローチ)への貢献と検証を行うこと ・自らの実践が及ぼした影響の検証を行うこと ・子どもの事故防止等、危機管理に関する認識と検証を行うこと



調査対象

調査日現在、本施設の利用者総数12名を調査対象としたアンケートと聞き取り調査を実施し、11名より回答を得た。回答者の年齢は、3～6歳未満が1名、6歳～12歳未満が5名、12歳以上が5名であった。

調査方法

マンツーマンによる聞き取り調査と、事業所と連名の依頼文を同封し、事業所から配布してもらったアンケート調査を併用して実施した。アンケートは利用者用に用紙を渡し、封をして提出してもらった。

利用者総数

12

共通評価項目による調査対象者数
 共通評価項目による調査の有効回答者数
 利用者総数に対する回答者割合(%)

アンケート	聞き取り	計
10	2	12
9	2	11
75.0	16.7	91.7

利用者調査全体のコメント

総合的な満足度に関する調査の結果は、対象者の36.3%が「よい」または「ややよい」と回答し、「どちらともいえない」が18.2%、「ややよくない」が9.1%、「よくない」が36.4%であった。
 設問毎で見ると、「保護所で楽しいと思う活動」では72.7%の、高い満足度が得られており、「保護所の規則の大切さの理解」、「不安を感じた時に職員が話を聞いてくれるか」、「職員が丁寧に接してくれるか」においても、63.6%の満足度が得られている。
 ただし、「食べたことがないものや嫌いなものが美味しく食べられるようになったか」「学習はわかりやすく楽しいか」ではさらに高い満足度が望まれる結果となった。

利用者調査結果

共通評価項目	実数			
	はい	どちらともいえない	いいえ	わからない
1. 食事の時間は楽しみですか	5	3	1	2
「はい」が45.4%、「どちらともいえない」が27.3%、「いいえ」が9.1%、「わからない」が18.2%であった。自由意見では、「カレーが美味しい」、「カレーとハンバーガーが好きなので、もっと量を増やして欲しい。大きなハンバーガーとかが食べたい」、「量が多いのと、あまり口に合わない」という声が聞かれた。				
2. 食べたことがないものや嫌いなものでも、美味しく食べられるようになりましたか	2	1	8	0
「はい」が18.2%、「どちらともいえない」が9.1%、「いいえ」が72.7%であった。自由意見では、「野菜が食べられるようになった」、「苦手なものは苦手だから」、「今でも嫌いです」という声が聞かれた。				

3. 学習はわかりやすく楽しいですか	2	5	3	1
「はい」が18.2%、「どちらともいえない」が45.4%、「いいえ」が27.3%、「わからない」が9.1%であった。自由意見では、「自分に合った勉強ができるのはよい」、「わかりやすいけど楽しくはない」、「楽しくはないです。嫌いです」という声が聞かれた。				
4. ここに来てから、規則正しい生活ができるようになりましたか	6	2	1	2
「はい」が54.5%、「どちらともいえない」が18.2%、「いいえ」が9.1%、「わからない」が18.2%であった。自由意見では、「食事もしっかり食べて、しっかり寝ることができている」、「前の生活よりは規則正しくなりました」という声が聞かれた。				
5. 保護所で楽しいと思う活動はありますか(体を動かすこと、創作活動、所外活動など)	8	0	3	0
「はい」が72.7%、「いいえ」が27.3%であり、高い満足度であった。自由意見では、「体育館でみんなと運動やゲームをすること」、「パズルが楽しい。年下の友達とサッカーをして遊ぶ」、「ここは楽しいと思うことが少なすぎます。数ヶ月いるけど数えるほどしかありません。遠足などもっと増やしてほしいです」という声が聞かれた。				
6. 保護所の規則(決まりや約束ごと)についてどうして大切なのか理解していますか	7	1	3	0
「はい」が63.6%、「どちらともいえない」が9.1%、「いいえ」が27.3%であった。自由意見では、「家でできなかったことを、ここでしっかりと直していく」、「何となくわかってます」、「一応理解していますが、職員がルールを守ってないことが多い」という声が聞かれた。				
7. 身体の調子が良くないときやけがをしたときに、すぐに対応してもらいましたか	4	1	3	3
「はい」が36.3%、「どちらともいえない」が9.1%、「いいえ」が27.3%、「わからない」が27.3%であった。自由意見では、「けがをした時はすぐに絆創膏を貼ってくれました」、「すぐにはありません」、「具合が悪くなったことがまだないのでわからない」という声が聞かれた。				
8. 食堂・浴室・トイレ(共有スペース)・居室などは清潔ですか	6	1	3	1
「はい」が54.5%、「どちらともいえない」が9.1%、「いいえ」が27.3%、「わからない」が9.1%であった。自由意見では、「普通に清潔」、「食堂は虫が多くていやだ。トイレは床が濡れている。居室は窓が汚い」、「汚れています。食堂に関しては虫がたくさんいます」という声が聞かれた。				
9. 子ども同士の関係がうまくいくように、(いやなことが起きないように)職員が対応してくれますか(実際に聞いてもらえますか)	6	1	2	2
「はい」が54.5%、「どちらともいえない」が9.1%、「いいえ」が18.2%、「わからない」が18.2%であった。自由意見では、「何か起こった時はしっかり対応していると思います」、「職員には嫌いな人が多いので、話したくありません」、「今までそういうことはないのではわからない」という声が聞かれた。				

10. 自分のこれまでのことや今後どうしたいかについて、職員に聞いてもらえていますか	5	3	0	3
「はい」が45.4%、「どちらともいえない」が27.3%、「わからない」が27.3%であった。自由意見では、「日記で伝えた時に、しっかり感想をくれました」、「言ってもやってくれない」という声が聞かれた。				
11. 職員はあなたが今後どうしたいかを聞いて、それが実現するように、一緒に考えてくれたり、何らかの対応をしてくれと思いますか(実際にしてくれていますか)	3	4	2	2
「はい」が27.3%、「どちらともいえない」が36.3%、「いいえ」が18.2%、「わからない」が18.2%であった。自由意見では、「日記を使って感想をくれます」、「一部の職員はやってくれます」という声が聞かれた。				
12. 【小学生以上】保護所の生活を通して、自分自身の気づきや成長につながった(できなかったことができるようになった)ことがありますか	5	2	2	2
「はい」が45.4%、「どちらともいえない」が18.2%、「いいえ」が18.2%、「わからない」が18.2%であった。自由意見では、「自分で爪を切れるようになった」、「いろいろ気付くことはできました」、「しっかり寝ることができるようになった」という声が聞かれた。				
13. あなたが、保護所でできることやしてもよいことについて職員はわかりやすく教えてくれますか	5	3	2	1
「はい」が45.4%、「どちらともいえない」が27.3%、「いいえ」が18.2%、「わからない」が9.1%であった。自由意見では、「とても丁寧です」、「たぶん教えてくれたと思う」、「職員一人ひとりのルールが違うので、よくわかりません」という声が聞かれた。				
14. 不安(心配なこと)を感じたときに、職員は話を聞いてくれますか(実際に聞いてくれますか)	7	2	1	1
「はい」が63.6%、「どちらともいえない」が18.2%、「いいえ」が9.1%、「わからない」が9.1%であった。自由意見では、「日記でしっかりと感想をくれます」、「話しかけやすい職員と話しかけにくい職員がいる」、「不安やストレスは全て職員が原因です」という声が聞かれた。				
15. 「あなたが内緒にしたいこと」はきちんと守られていますか	6	2	0	3
「はい」が54.5%、「どちらともいえない」が18.2%、「わからない」が27.3%であった。自由意見では、「絶対に言うことはない」、「どうでしょうか」、「内緒にしたいことはない」という声が聞かれた。				
16. 困ったときなどがあつたとき、担当の職員以外にも話せたり、伝えたりできそうですか(実際に話せていますか)	4	3	4	0
「はい」が36.3%、「どちらともいえない」が27.3%、「いいえ」が36.4%であった。自由意見では、「本当に困った時は伝えられると思う」、「職員が嫌いなので話せません」という声が聞かれた。				

17. 職員は、あなたの不満や要望(いやだなあとか、してほしいなあと思ったこと)について、一緒に考えてくれたり、何らかの対応をしてくれますか(実際にしてくれますか)	4	1	4	2
「はい」が36.3%、「どちらともいえない」が9.1%、「いいえ」が36.3%、「わからない」が18.3%であった。自由意見では、「信頼できる職員は話を聞いてくれると思う」、「意見はしっかり聞いてくれます」、「子ども会議で出しても、意見箱に入れても、職員に言っても、やってくれないことがあります」という声が聞かれた。				
18. 職員はあなたに対して、ていねいに接してくれますか	7	2	1	1
「はい」が63.6%、「どちらともいえない」が18.2%、「いいえ」が9.1%、「わからない」が9.1%であった。自由意見では、「優しくしてくれる」、「とてもわかりやすく丁寧です」、「きつく言われたりする」という声が聞かれた。				

評価項目

I 子ども本位の養育・支援

1. 子どもの権利保障

(1) 権利保障

評価	評価項目	
a	1	子どもの権利について、子どもに対して適切に説明されているか
a	2	子どもの意見等が尊重される仕組みがあるか

(2) 子どもに対する説明・合意

評価	評価項目	
b	3	保護開始にあたり、子どもに対して適切に説明し、合意を得ているか
a	4	保護期間中に、子どもに対して適切に説明し、合意を得ているか
a	5	保護解除について、子どもに対して適切に説明し、合意を得ているか
a	6	保護解除に向けて、子どもに対して必要な支援を行っているか

(3) 外出、通信、面会、行動等に関する制限

評価	評価項目	
s	7	外出、通学、通信、面会、行動等に関する制限は適切に行われているか

(4) 被措置児童等虐待防止

評価	評価項目	
a	8	被措置児童等の虐待防止に努めるとともに、発生時の対応は適切に行われているか

(5) 子ども同士の暴力等の防止

評価	評価項目	
a	9	子ども同士での暴力等の防止に努めるとともに、発生時の対応は適切に行われているか

(6) 子どもの権利等に関する特別な配慮

評価	評価項目	
a	10	思想や信教の自由の保障が適切に行われているか
a	11	性的なアイデンティティへの配慮が適切に行われているか

子どもの権利保障の講評

・入所時には入所のしおり（幼児用・学齢児用2種）を用いて、一時保護所の生活やルールなどの説明を行うとともに、子どもの居室に置いていつでも確認できるようにしている。しおりには自分の意見を言える機会についても分かりやすく記載している。さらに、入所1週間や1か月などの経過後にも子どもの様子に合わせて説明ができるように「しおり」の改定に取り組んでいる。また、第三者が意見を聴き取るアドボケートを設けており、リビングの掲示板に写真入りネームカードを掲示して、事前に分かるように工夫している。

・子どもの意見を環境改善や援助に反映させることに取り組んでおり、「起床から朝食までの時間に音楽を聴く」、「手芸などをして過ごせる」などを取り入れている。また、定例の子ども会議で提案された内容は、翌週係会議で検討して適宜回答したり、意見箱に投函された希望物品についても内容を精査して順次購入している。

・児童福祉司は面談において、家庭調整の状況や支援方針などについての経過や進展などを丁寧に説明して理解を促し、面談後には内容や子どもの反応について、一時保護担当職員と速やかに情報共有し、支援や一時保護解除後の援助方針に反映させることにしている。一時保護解除時には、児童福祉司がカードなどを活用し、児童虐待相談ダイヤル（フリーダイヤル）の番号を知らせ、SOSを発信することの大切さを伝えるなど支援の継続性に配慮している。

・児童からの発言や訴えなどにより、一時保護所における被措置児童虐待（疑いを含む）を発見した際には、速やかに区の担当課の調査が行われ、児童福祉審議会へ報告する仕組みが整っている。また、年度当初には、「港区児童相談所職員から一時保護児童等への虐待を防止するためのガイドライ

ン」を基に職員研修を実施して注意喚起を促している。さらに、子ども同士のいさかいについては、複数の職員が役割分担し、子どもの気持ちを落ち着かせて起こったことを振り返り、子ども同士で話し合える場を作ることになっている。

- ・一時保護所運営実務マニュアルには、特別な配慮が必要な児童への援助についての項目が明示されており、児童福祉司、児童心理司、一時保護所職員などが連携して検討し、日々の生活に反映させることにしている。子どもの居室は全室個室になっていることや、トイレ、浴室も個別に使用できるようになっている。プライバシーを守りながら、子どもの性的マイノリティにも配慮して対応できる設備を整えている。

2. 養育・支援の基本

(1) 子どもとの関わり

評価	評価項目	
a	12	子どもとの関わりにおいて、子どもが安全感・安心感・信頼感を持てる養育・支援を行っているか
s	13	子どものエンパワメントにつながる養育・支援を行っているか

(2) 子どもからの聞き取り等に関する配慮

評価	評価項目	
s	14	子どもからの聞き取り等にあたり、子どもへの配慮や説明などが適切に行われているか

養育・支援の基本の講評

- ・アセスメント情報をはじめ個別支援計画、進行管理表などによって、子ども一人ひとりの特性を把握しており、対人関係の構築や距離感を意識して子どもへの対応に取り組んでいる。また、心理療法専門員による「子どもへの対応に係る距離感」をテーマとした研修を開催している。子どもの私物については、各自の個室から持ち出さないことを前提に居室での自己管理としている。また、就寝前などの落ち着ける時間に、同性の職員が子どもの状況に合わせて話をゆっくり聴く機会なども設定して子どもに寄り添うことを大切にしている。
- ・子ども会議では子どもの主体性を尊重するために、司会や書記を子どもに任せ、職員はオブザーバーとして参加することになっている。また、子どもの意見の傾聴に力を入れ、必要に応じてルールや環境の改善に反映させることにしている。
- ・児童福祉司、児童心理司、一時保護所職員などが、子どもとの面談に必要なスキルを習得できるよう、児童相談所内でリフカー研修（子どもの福祉を最優先に）を実施している。また、一時保護所職員が子どもとの面談を行う際の言葉のかけ方については、事前に職員間で相談したり、心理療法専門員の意見を聴いて適切に対応できるようにしている。

II 一時保護の環境及び体制整備

1. 適切な施設・環境整備

(1) 設備運営基準の順守

評価	評価項目	
s	15	一時保護所としての設備運営基準は遵守されているか

(2) 個別性の尊重

評価	評価項目	
s	16	一時保護所は、個別性が尊重される環境となっているか

(3) 生活環境の整備

評価	評価項目	
s	17	一時保護所内の生活環境が適切に整備されているか

適切な施設・環境整備の講評

・一時保護所は、子どもたちが落ち着いた空間の中で生活ができるよう木の温もりを大切にしたプライバシーに配慮した設計となっている。リビングを中心に男子エリア・女子エリア・幼児エリアに分かれており、学習室や食堂、体育館などが併設されている。また、居室だけではなく、浴室やトイレも個別に使用できる仕様となっており、居室の内側には鍵やカーテンを設置し、プライバシーを守り個人を尊重した取り組みが行われている。さらに、一時保護所では子どもたちが自由に過ごし方や意見を提案できる「こども会議」が月に1回開催されており、職員は安全や平等が守れる内容であれば子どもたちの提案を尊重し、生活ルールの変更を随時行っている。

2. 管理者の責務

評価	評価項目
a	18 管理者としての役割が明確になっており、その責務が全うされているか

管理者の責務の講評

・一時保護所では児童の行動を一面的に捉えず、様々な変化を見逃さないようにするためにも、各専門職が集まり定期的な会議やカンファレンスを開催して情報を共有し、児童の支援に反映させている。このような会議体はそれぞれの目的に応じて開催されており、その結果、組織運営が適正に行われていることが確認できる。また、係を超えて検討が必要な内容については管理者（管理職）、係長職を中心とするメンバーで構成する児童相談所運営会議で検討し、課題に対する対策や方針が決定され、組織の進むべき方向性が示されている。尚、組織内にスーパーバイズが行えるSV（スーパーバイザー）の配置については来年度の課題として持ち越されている。

3. 適切な管理体制

（1）設備運営基準の遵守

評価	評価項目
s	19 一時保護所として、必要な適切な職員体制が確保されているか

（2）職員の適正配置

評価	評価項目
a	20 各職種の役割や求められる専門性・能力を考慮した人員配置が行われているか

（3）情報管理

評価	評価項目
s	21 情報管理が適切に行われているか

（4）職員の専門性向上の取組

評価	評価項目
s	22 職員の専門性の向上及び意識共有のための取組が適切に行われているか
s	23 職員間での情報共有・引継等が適切に行われているか

（5）児童福祉司との連携

評価	評価項目
s	24 児童福祉司や児童心理司との連携が適切に行われているか

（6）職場環境

評価	評価項目
a	25 職場環境としての法令遵守や環境改善に取り組んでいるか

適切な管理体制の講評

- ・現在の一時保護所の職員配置は、入所児童定員数に対して基準以上の職員配置が行われており、職員全体で協力できる体制が整えられている。また、一時保護所に勤務する職員は専門職が配置されており、子どもの対応に係る医学的知見や助言、医療機関との専門性を有する連携が可能となっている。さらに、相談援助活動の一貫性を保つため、児童相談所の児童福祉司、児童心理司、保健師を含め職員間で相談援助と心理的アセスメント、ケアワークの情報を共有し、共通のアセスメントをもとに健康管理、心理的ケア、家庭調整等の支援が適切に行われている。
- ・個人情報の取り扱いについては個人情報保護法、区条例、規則、マニュアルなどに定められており、職員の守秘義務・記録の取り扱い・文書保存・電磁的記録などについてその取り扱いが定められている。
- ・職員の専門性向上への取組みとして、一時保護所の人材育成計画に基づき、所内研修・外部研修などを通じて職員が習得した知識やスキルを確認できるようポートフォリオの手法で可視化し、職員一人ひとりの意向や経験年数、必要な知識やスキルを把握したうえで、個人別の年間研修計画が作成され、年間受講記録や研修報告などをまとめた個人別ファイルが作成され、計画的、体系的な人材育成が実施されている。
- ・職員間の情報共有や引き継ぎについては、観察会議・ケース検討会議・事例検討会議などの会議体を通じての情報共有のほか、児童相談システムやPC内で管理している引き継ぎ書の閲覧などにより児童情報を共有している。また、児童福祉司や児童心理司との連携については、一時保護所のケース進行管理や観察会議を受け一時保護所で児童対応の困難さや迷いがあるケースを対象としている。支援の方向性などについて検討、確認するケース検討を児童福祉司、児童心理司と共に毎週1回実施し、各部門との連携を図るための工夫が行われている。
- ・働くための職場環境、労働環境については、係長、各ブロックリーダーが定期的な個別面談などを通じて職員一人ひとりの心身の健康状態を把握しており、職員の疲労が蓄積されないよう休暇の取得を促進している。また、一時保護所の相談専門員の協力を得て、職員が子どもへの対応などについて相談ができる仕組みを新たに検討している。今後の課題として、シフト勤務の中で職員が相談しやすい時間帯の整備が求められる。

4. 関係機関との連携

(1) 医療機関との連携

評価	評価項目	
a	26	医療機関との連携が適切に行われているか

(2) 警察署との連携

評価	評価項目	
b	27	警察署との連携が適切に行われているか

(3) 施設・里親等との連携

評価	評価項目	
s	28	施設や里親等との連携が図られているか

(4) その他の機関との連携

評価	評価項目	
a	29	子どもの養育・支援を適切に行うために、必要な関係機関との連携が適宜行われているか

関係機関との連携の講評

- ・医療機関との連携においては、一時保護所の保護期間中に自傷・他害や感情を激しく表出する子どもに対して、児童福祉司、児童心理司、児童精神科医など多職種が連携して支援にあたるチームケアが実践されている。また、入所児童は毎月1回、健康診断、歯科健診を実施し、健康状態を把握しており、体調不良による受診や歯科治療が必要な場合は、日頃からの関わりのある協力医療機関を受診している。
- ・警察署との連携については、日常的に生活安全課との連携は勿論のこと、区内の警察6署が年に2回合同で開催する6署会議に児童相談所が出席し、事故や事件が発生した場合や無断外出などの対応について警察との連携体制が図れるよう協議が行われている。さらに、一時保護所では、無断外出対応マニュアルが整備されているものの、警察と一時保護所が連携した対応マニュアルの作成までには至っていないことから今後の整備が望まれる。
- ・入所施設や里親などとの連携については、入所措置等が決定した子どもには、児童福祉司が子どもが理解できるよう丁寧に説明し、子どもと入所施設やファミリーホームなどへの見学を行っている。また、入所施設などへの引き継ぎの際には必要に応じて一時保護所の職員が同行し、一時保護所の生活や学習などについて子どもの情報を直接伝えている。
- ・その他の機関との連携については、児童養護施設を始めとする入所施設や学校などの教育機関、児童館、子ども家庭支援センターなどとの連携を行い、子どもが家庭に復帰する際や子どもの措置が決定した場合など、子どもが安心して生活ができるよう関係機関との連携が行われている。

Ⅲ 一時保護所の運営

1. 一時保護の目的

評価	評価項目	
a	30	一時保護の目的に即した理念・基本方針となっているか

一時保護の目的の講評

・理念・基本方針は、一時保護所内に掲示され、職員・子どもなどへ周知されている。また理念に基づく具体的な取り組みについては、年度の組織目標や運営計画などに反映されている。一時保護所のしおりを、幼児向けとそれ以上の年齢の子ども向けに二種類作成しており、わかりやすい文章やイラストで、一時保護所の役割を伝えている。最も大切にしているのは子どもの権利擁護であり、意見箱の設置、子ども会議開催、アドボケイト（第三者による子どもの話の聴き取り）の実施などで、子どもの意見表明の機会を作っている。また、区立の児童相談所の一時保護所として、児童相談所等と連携し、地域の親子への支援に努めている。

2. 一時保護所の運営計画等の策定

評価	評価項目	
a	31	一時保護所の年度単位での事業計画の策定や目標設定を行っているか

一時保護所の運営計画等の策定の講評

・区の子ども・子育て支援計画に沿い、年度ごとの一時保護所運営計画を策定している。運営計画では第一に、子どもの権利擁護に関わる目標や具体的な取り組みが掲げられている。（1）意見箱の設置と投書への回答のあり方、（2）月1回の子ども会議の開催と話し合い、（3）アドボケイト（第三者による子どもの話の聴き取り）の継続実施を大切な三つの柱としている。この他、職員の人材育成を掲げ、年間を通じた具体的な研修計画が立てられていた。災害発生時の訓練計画、一時保護所運営に必要なマニュアルの整備や見直しなど、一時保護所として必要な目標設定が確認できた。職員間での共有も図られている。

3. 一時保護の在り方

評価	評価項目	
a	32	緊急保護は、適切に行われているか

一時保護の在り方の講評

・港区児童相談所一時保護所運営実務マニュアルがあり、緊急入所の際の手順が定められている。緊急入所の場合は、児童相談所による保護決定から短時間での受け入れ体制を整える必要があり、児童相談システムや担当の児童福祉司から、必要な情報を速やかに入手している。また平日、夜間、土日の場合の対応、子ども自身が保護を求めてきた場合など、具体的な手順が示されている。「一時保護に伴う医療的確認事項」があり、緊急入所の際でも、健康状態やアレルギー、服薬の状況などをしっかりと確認するようにしている。虐待等で受診が必要な場合は、保護所の看護師が医療機関への同行もしている。

4. 一時保護所における保護の内容

(1) 生活面のケア

評価	評価項目	
a	33	一時保護所における生活面のケアは、適切に行われているか

(2) レクリエーション

評価	評価項目	
a	34	レクリエーションのための環境やプログラム等が適切に提供されているか

(3) 食事（間食を含む）

評価	評価項目	
a	35	食事が適切に提供されているか

(4) 衣服

評価	評価項目	
a	36	子どもの衣服は適切に提供されているか

(5) 睡眠

評価	評価項目	
a	37	子どもの睡眠は適切に行われているか

(6) 健康管理

評価	評価項目	
a	38	子どもの健康管理が適切に行われているか

(7) 教育・学習支援

評価	評価項目	
a	39	子どもの教育・学習支援が適切に行われているか

(8) 保育

評価	評価項目	
a	40	未就学児に対しては適切な保育を行っているか

(9) 保護者・家庭への感情、家族の情報、家族との面会等

評価	評価項目	
a	41	家族等との面会や、家族等に関する情報提供等は適切に行われているか

一時保護所における保護の内容の講評

・保護所内は広い共有空間を挟んで男子ユニット・女子ユニットに分かれている。居室は幼児を除いて個室であり、プライバシーが保たれている。一日のスケジュールが定められており、しおりなどに明示されている。子どもたちは食事・入浴・学習・運動・レクリエーションなどを日課に沿って行い、規則正しい生活習慣を身につけられるよう支援を受けている。可能な場合は、保護所から学校に通学することもできる。心身の健康管理も、看護師や心理職などが個別に必要な対応をしている。家族との面会については、児童相談所との連携のもとに行われ、子どもの最善の利益に基づいて、家庭復帰などの検討がなされている。

5. 特別なケアの実施

(1) 性的問題への対応

評価	評価項目	
a	42	子どもの性的問題に対して、適切な対応が行われているか

(2) 問題行動のある子どもへの対応

評価	評価項目	
a	43	他害や自傷行為を行う可能性のある子どもに対して、適切な対応を行っているか

(3) 無断外出を行う子どもへの対応

評価	評価項目	
a	44	無断外出を行う子どもに対して、適切な対応を行っているか

(4) 重大事件に係る触法少年への対応

評価	評価項目	
a	45	重大事件に係る触法少年に対して、適切な対応を行っているか

(5) 身近な親族等を失った子どもへの対応

評価	評価項目	
a	46	身近な親族等を失った子どもに対して、適切な対応を行っているか

(6) その他の配慮が必要な子どもへの対応

評価	評価項目	
a	47	被虐待児を受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか
a	48	障害児を受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか
a	49	健康上配慮が必要な子どもを受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか

特別なケアの実施の講評

・子ども個々の抱える課題・問題に応じて、必要な専門職・機関と連携し、チームで支援を検討する体制がある。暴力、非行、触法などの子どもには、警察と連携した支援・指導をしている。虐待を受けた子どもの支援は、児童相談所の児童福祉司、児童心理司、保健師、一時保護所の職員や看護師、提携の医師などがチームで対応する。Web会議も取り入れ、こまめなカンファレンスが開催されている。一時保護所内はバリアフリーであり、車イス使用など、障がいのある子どもも受け入れ可能な設備となっている。提携医の往診、看護師同行による受診などで健康管理をしている。必要に応じて別室対応もしており、職員が個別に見守りをするも行われている。

6. 安全対策

(1) 無断外出防止及び発生時対応

評価	評価項目	
a	50	無断外出の防止に努めるとともに、発生時の対応は明確になっているか

(2) 災害時対策

評価	評価項目	
s	51	災害発生時の対応は明確になっているか

(3) 感染症対策

評価	評価項目	
s	52	感染症の予防に努めるとともに、発生時の対応が明確になっているか

安全対策の講評

・子どもの無断外出を未然に防止するため、無断外出（所在不明）対応マニュアルを作成し、日頃から予防策を講じるとともに、無断外出が予想される前ぶれ行動が子どもに見られた場合には、職員間の連携を密に行うと共に、子どもへの声かけを行い様子観察や見守りを強化している。また、これまで無断外出の実績はないものの、無断外出が発生した場合のフローチャートなどに基づき、職員間の対応について確認している。

・災害発生に備え、一時保護所の年間防災訓練計画を作成し、月1回の訓練を実施しており、年度当初には、広域避難場所まで職員全員が歩き、避難経路や危険箇所の有無、集合場所などの確認を行っている。また、子ども家庭総合支援センター全体で実施する避難訓練に参加して、職員全体で役割分担し、施設内の避難経路の確認、初期消火、避難器具の使用など、必要な訓練が行われている。

・感染症の発生及び感染拡大を予防する対策として、感染症対応マニュアルを作成し、職員全員がいつでも閲覧できるようPC上にマニュアルデータを格納し、感染症発生時はマニュアルを基に対応している。また、感染症マニュアルについては、新型コロナウイルス感染症を含め、内容の見直しを行っており、新型コロナウイルス感染症の5類引き下げ後、児童のマスク着用は緩和しているが、感染予防として、職員のマスク着用などは継続している。さらに、アレルギーへの対応として、東京慈恵会医科大学付属病院と協力協定を結び、アレルギーホットラインを導入し、24時間365日、小児科医によるアレルギー対応の適切な指示を受けることができる体制を構築し、緊急時には子どもの搬入が可能な体制を整えている。尚、アレルギー専門医監修のもとにアレルギー対応マニュアルを作成しており、緊急の対応が必要な場合でもマニュアルに則って医療職を中心に迅速で適切な対応が行われている。

7. 質の維持・向上

評価	評価項目	
a	53	一時保護所の運営・業務に関する基本的な対応方針や手順は明確になっているか
a	54	一時保護所としての質の向上を行うための仕組みがあるか

質の維持・向上の講評

・一時保護所には、一時保護所の基本方針を具現化するための「港区児童相談所一時保護所運営実務マニュアル」が整備されているほか、入退所マニュアル、外出・外泊マニュアル、業務マニュアル、危機管理マニュアル、感染症対応マニュアルなど、多くのマニュアルが整備され、業務の標準化や人材育成など支援の質の向上に向けた活用が行われている。また、マニュアルには担当者が決められ、修正が必要な都度、随時見直しが行われており、修正箇所を含めたマニュアルは、職員間で共有が図られている。しかし、現在のところマニュアルを定期的に改訂する仕組みがないことから、今後の改善が望まれる。

・一時保護所の質の向上への取り組みとして、第三者評価の受審を年1回実施しており、開設以来3年連続で第三者評価の受審を行っている。今後は第三者評価の受審を3年に1回の頻度で実施することで、PDCAサイクルを確立していく。また、今後は児童相談所の第三者評価を実施することで所内の連携機能をチェックしていく予定となっている。さらに、対応が困難であったケースについて児童福

社司、児童心理司と共に事例検討を行い、ケース対応の良かった点、課題となる点を明らかにし、一時保護所における子どもへの対応を振り返り、積み重ねていく機会とすることが話し合われている。

IV一時保護所における子どもへのケア・アセスメント

1. アセスメントの実施

(1) 保護開始時

評価	評価項目	
s	55	保護開始にあたって、子どもや子どもの家庭に関する情報等が適切に把握されているか
s	56	関係機関等と連携して総合的なアセスメントを行い、支援方針を決定しているか

アセスメントの実施の講評

・入所する子ども一人ひとりのアセスメントでは、子どもや子どもの家庭に関する情報等を把握し、必要に応じて随時、学校、施設、病院などと協議やカンファレンスを実施して支援方針の決定、見直しが行われている。子どもの情報は児童相談システムを通じて児童相談所全体で共有すると共に、一時保護所のケース進行管理、児童福祉司、児童心理司、一時保護所職員でケース検討を行い、ケースの進捗状況や子どもの情報を共有し、一時保護所での児童対応に反映されている。また、健康については、入所前健診、月1回の小児科検診、歯科検診が実施されている。

2. 個別援助支援（援助方針）の策定及び個別ケアの実施

評価	評価項目	
s	57	援助指針に沿った個別ケアを行っているか
s	58	一時保護中において、子どもの変化に応じた支援方針の見直し等が行えているか

個別援助支援（援助方針）の策定及び個別ケアの実施の講評

・一時保護所における子どもの援助は、安全・安心の確保を前提とし、情緒の安定、信頼関係の構築、自己肯定感を育み基本的な生活習慣の習得を目的に援助指針に沿った個別ケアが行われている。インテークを通じて、子ども一人ひとりのアセスメントが行われており、心理療法専門員と一時保護所職員が中心となって個別プログラムを作成し、子どもへの養育・支援が行われている。また、児童福祉司、児童心理司と連携を図りながら、日々の子どもの状況を共有し、個別の配慮点やその日の個別プログラムを進行管理シートに基づき確認、見直しを行っている。

・一時保護中において、子どもの変化に応じた支援方針の見直しが行えるよう、日々の行動観察をもとに、入所から2週間、1か月を目安に子どもの状況に合わせた日程でケースカンファレンスを実施している。また、トラウマ体験やアタッチメントの問題により引き起こされている問題行動を表出した子どもについては、委託している児童精神科医、児童心理司、児童福祉司、一時保護所職員によるチームケアが行われている。さらに、一時保護所の職員間で支援内容を検討、確認するための観察会議を児童福祉司、児童心理司と共にケース検討を固定した曜日に実施し、チームによる児童の支援が行われている。

3. 子どもの観察

(1) 子どもの観察

評価	評価項目	
s	59	一時保護中の子どもについて、行動観察が適切に行われているか

(2) 観察会議等の実施

評価	評価項目	
s	60	観察会議が適切に実施されているか

子どもの観察の講評

・一時保護所では、1日3回の引き継ぎの中で子どもの状況を共有し、対応について確認している。また、一時保護所の職員勤務はシフト勤務制のため、いつでも子どもの記録や引き継ぎ記録が確認できるようにシステム環境が整備されており、児童福祉司、児童心理司、一時保護所職員などでケース担当グループチャットを作成するなど、情報の共有化が図られている。

・児童相談所では、子どもの援助方針などを決めるための仕組みが設けられており、児童相談所全体の援助方針会議が週1回開催されるほか、一時保護所ケース進行管理が週1回、観察会議が月2回、ケース検討が週1回の頻度で開催され、子どもの状況や援助方針を確認している。さらに、管理職を含むメンバーで構成される観察会議を通じて、一時保護所の見立て、子どもの課題、行動観察のポイント、具体的な支援方法などの検討、確認が行われている。

V 一時保護の開始及び解除手続き

1. 開始手続き

(1) 保護開始に関わる支援・連携

評価	評価項目	
a	61	保護開始にあたり、必要な支援が適切に行われているか

(2) 子どもの所持物

評価	評価項目	
a	62	一時保護中の子どもの所持物について、適切な対応が行われているか

開始の手続きの講評

・一時保護にあたっては、既往歴や現病歴、アレルギー、服薬などの情報を保護者や関係者から収集するとともに、入所時健康診断によって健康状態を把握して必要な支援に取り組んでいる。日用品、衣類など生活必需品については、常にサイズや季節に応じたものを準備しており、入所当日から対応できるようにしている。

・子どもごとに所持品の一覧を作成し、私物や居室にある所持品について、全職員が把握できるようにしている。また、子どもの私物は写真によっても保存し、保管用のロッカーにおいて個別に保管できるようにしている。貴重品については、一時保護所専用の金庫で管理することになっている。

2. 解除手続き

(1) 保護解除に係る支援・連携

評価	評価項目	
a	63	保護解除にあたり、関係機関等に対し、必要な情報が適切に提供されているか

(2) 子どもの所持物

評価	評価項目	
a	64	保護解除にあたり、子どもの所持物について、適切な対応が行われているか

解除の手続きの講評

・子どもの情報共有については、児童相談システム、ケースカンファレンスなどによって随時行っている。また、一時保護の継続についての協議については、保護所職員も参加して情報提供・共有することになっている。さらに、保護解除後においても子どもが安心して生活できるよう、関係機関に、一時保護所職員が子どもの状況を直接伝えて連携を図っている。

・子ども一人ひとりの個人ファイルを設けており、子どもの所持品一覧を挟んで一時保護所職員全体で共有し、管理体制を整えている。さらに、入退所時には子どもと所持品の確認を行い、サインをもらって確認することになっている。また、通学や学習に必要な所持品（制服、教科書、定期等）を家庭から持ち込むことが増えているため、返還時の間違いがないよう一時保護所で一括して私物管理に取り組んでいる。

事業者が特に力を入れている取り組み①		
評価項目	15, 16, 17	
タイトル①	子どもの生活に合わせた、よく考えられた各種のスペースや空間が整備されている	
内容①	居室は個室を基本としており、適切な広さが確保され、寝具や机が設置され快適な空間となっている。また、子どもにとっては、プライバシーが守られた安心な空間になっていると思われる。活動空間であるリビングは快適に過ごしやすい空間となっている。グッズや飾り付け、大型テレビ、各種の書籍、ゲームなどが設置されるなど、余暇活動を促す空間になっている。また、バドミントンコートが確保できた体育館も設置されており、雨天においても子どもがのびのびと体を動かすことができる、安全面に配慮された空間が適切に整備されている。	

事業者が特に力を入れている取り組み②		
評価項目	20	
タイトル②	児童相談所では様々な工夫により、各部門の職員が連携を取れる体制が整えられている	
内容②	児童相談所では一時保護所の職員と児童福祉司、児童心理司などとの連携が適切に図れるよう、事務所のフロアーを隣接するなど、組織配置においても工夫がなされている。また、児童福祉司や児童心理司との連携では、一時保護所のケース進行管理や観察会議を受け、一時保護所で児童対応の困難さや迷いがあるケースを対象として、支援の方向性について検討、確認するケース検討を児童福祉司、児童心理司と毎週1回実施するなど、各部門と連携を図るための工夫が行われている。さらに、各種会議や児童相談システムの活用により、児童情報が共有されている。	

事業者が特に力を入れている取り組み③		
評価項目	30	
タイトル③	子ども会議、意見箱設置等、子どもの意見表明の場を積極的に作り、支援に反映している	
内容③	子どもの権利擁護を基本方針に掲げており、リビング、学習室、事務室などに掲示して、広く周知をしている。年度の運営計画にも位置付けられ、取り組みが明示されていた。特に子どもの意見表明の機会作りを大切にしており、月1回の子ども会議実施、意見箱の設置、週1回のアドボケート(第三者による子どもの思いの聴き取り)実施を行っている。子ども会議では、子ども同士で保護所の生活などについて意見を交わし、納得の上でのルール作りなどを行っている。意見箱への投書には職員が検討し、回答をしている。	

No.	特に良いと思う点	
1	タイトル	少人数定員のため職員が目が行き届きやすく、家庭的で温かみのある雰囲気の中で子どもたちが生活している
	内容	区立の児童相談所の一時保護所として、地域の子どものいのちを守り、子育てに悩む保護者に寄り添う支援を担っている。一時保護所は定員が12名と少人数であり、一人ひとりに職員が目が行き届きやすい利点がある。保護所内は木目調の温かみのある内装であり、リビングには季節の装飾や玩具、本などを置いて、落ち着ける雰囲気作りがされていた。子どもたちは安心・安全な環境で心身の健康を回復し、生活習慣の獲得を実現している。
2	タイトル	子どもが要望や苦情を表明できる機会を設け、意見等の積極的な把握に努めている
	内容	子どもが自由に意見を表明できる機会として、入所時に子どもの担当職員を決めて日常支援の中で関わりを多く持ち話しやすい関係性を構築している。一時保護所の「しおり」には、生活での悩みや心配ごと、意見があるときは職員や担当の職員に何でも相談してください」と明記し、口頭でも説明している。また、第三者が意見を聴き取るアドボケートを設けたり、意見箱に投稿できることも伝えている。定例の子ども会議は子ども主導で実施し、子どもから出た意見や要望を検討し、改善につなげており、検討結果は適宜伝えることにしている。
3	タイトル	子どもの健康管理を始め、医療機関との連携体制が構築されている
	内容	子どもの健康管理については、入所児童は毎月1回、健康診断、歯科健診を実施し、健康状態を把握している。また、アレルギーへの対応として、東京慈恵会医科大学付属病院とのアレルギーホットラインを導入し、いつでも小児科医によるアレルギー対応の適切な指示を受けることができる体制を構築し、緊急時には子どもの搬入が可能な体制を整えている。さらに、児童相談所長が児童精神科医であることから、協力医療機関との医療的なアプローチが強味となっている。
No.	さらなる改善が望まれる点	
1	タイトル	暴力など問題行動のある子どもに対応していけるよう、職員がさらにスキルアップしていくことが期待される
	内容	非行、虐待の影響、障害特性など、さまざまな理由で問題のある行動を取る子どももいる。暴言や暴力、自傷行為などに適切に対応していけるよう、一時保護所の職員はカンファレンスでケース検討をしたり、研修受講で研鑽を積んでいる。また職員はセカンドステップ(暴力防止プログラム)の講習を受けており、昨年度は小学生、今年度は中学生に向けたプログラムを実施している。子どもの暴力でケガをする職員もあり、対応方法については、更なる検討やスキルアップも期待される。
2	タイトル	多様化する子どものニーズに合った専門性の高い研修の継続的な実施が求められる
	内容	業務の標準的な考え方、支援手順を記した「一時保護所業務マニュアル」を整備し、学童・幼児別日課には子どもの動きとそれに応じた職員の動きを明記している。一時保護所ガイドラインや被措置児童等虐待対応ガイドライン、多様化する子どものニーズに合った支援を行うための専門性の高い研修などについて検討し、様々な職種の職員も含め勤務体制や時間の調整等により確実な研修やスーパーバイズ体制のより一層の整備が求められる。また、内外の先進事例などを収集して業務改善につながるような機会も充実させ全職員に注意喚起していくことが望まれる。
3	タイトル	マニュアルの定期的な改訂の仕組みがないことから、今後の改善が望まれる
	内容	一時保護所の基本方針を具現化するための「港区児童相談所一時保護所運営実務マニュアル」が整備されているほか、入退所マニュアル、業務マニュアル、危機管理マニュアルなど、多くのマニュアルが整備され、業務の標準化や人材育成など支援の質の向上に向けた活用が行われている。また、マニュアルには担当者が決められ、修正が必要な都度、随時見直しが行われている。しかし、現在のところマニュアルを定期的に改訂する仕組みがないことから、今後の改善が望まれる。